

審査書

東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所
核燃料物質等保安規定の変更の認可について

原規規発第 2011309 号
令和 2 年 1 月 3 0 日
原子力規制委員会

．審査の結果

東芝エネルギーシステムズ株式会社（以下「申請者」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請のあった「核燃料物質等保安規定の変更認可申請について」（令和 2 年 7 月 16 日付け東総 R02-003 号をもって申請、令和 2 年 8 月 21 日付け東総 R02-014 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める第 5 2 条第 1 項若しくは第 5 5 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないこと、及び同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当しないものであるかどうかを審査した。

審査の結果、本申請は、法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおりである。

．申請の内容

本申請の内容は、以下のとおりである。

- （ 1 ）核燃料物質等を管理区域から搬出及び運搬する場合に講じる措置に係る規定を追加する。
- （ 2 ）核燃料物質等の事業所外における運搬の際に講じる措置に係る規定を追加する。

．審査の方法

原子力規制委員会は、審査においては、本申請の内容が法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める「第 5 2 条第 1 項若しくは第 5 5 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないこと」に該当しないこと、同項第 2 号に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること」には該当しないことを確認するため、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））に示された要件を満たしているかについて確認する。

・審査の内容

本申請に係る変更は、法第57条第2項第1号に定める「第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないこと」及び同条第2項第2号に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること」には該当しないと判断した。

審査の内容を以下に示す。

1．法第57条第2項第1号

原子力規制委員会は、本申請については、核燃料物質等を管理区域からの搬出又運搬する際に講じる表面密度及び線量当量率の測定のために必要な放射線測定器が備わっていること、核燃料物質等の事業所外における運搬の際に講じる保安に係る保安管理体制が整備されていること及び核燃料物質の事業所の外における運搬に関する関係法令を遵守することが核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた核燃料物質の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備の内容等と整合していることを確認したことから、法第57条第2項第1号に定める「第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないこと」に該当しないと判断した。

2．法第57条第2項第2号

(1) 核燃料物質等を管理区域から搬出及び運搬する場合に講じる措置に係る規定の追加

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12第1項第6号（管理区域及び周辺監視区域の設定等）に関する基準は、管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていることとしている。

申請者は、管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項として、以下の内容を保安規定に定めるとしている。

- ・放射線管理室長は、核燃料物質等を封入した容器について表面密度及び線量当量率を測定し、測定の結果、表面密度又は線量当量率が基準値を超える場合は、管理区域からの持ち出しを許可しないこと。
- ・放射線管理室長は、管理区域外において核燃料物質等を運搬しようとする者に対して、危険物との混載禁止、転倒・転落防止、汚染拡大防止、被ばく防止、運搬に関する関係法令に定める標識の貼付等の措置を講じさせなければならないこと。

原子力規制委員会は、本申請の変更により、管理区域から物品又は核燃料物質

等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項に関することが定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第6号に関する基準を満足していると判断した。

(2) 核燃料物質等の事業所外における運搬の際に講じる措置に係る規定の追加

使用規則第2条の12第1項第10号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等)に関する基準は、核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていることとしている。

申請者は、核燃料物質を工場又は事業所の外への運搬に関する行為として、以下の内容を保安規定に定めるとしている。

- ・放射線管理室長又は管理区域責任者は、核燃料物質等の事業所外における運搬の際に講じる措置は法第59条に従って行うこと。
- ・N28-2 担当部長は、核燃料物質等の事業所外における運搬の際には、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行う等の措置を講ずるとともに、あらかじめ管理担当部長及び核燃料物質取扱主務者の承認を得ること。

なお、核燃料物質等を事業所内で運搬する際に、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれのないように行うこと等の措置については変更はないとしている。

原子力規制委員会は、本申請の変更により、核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為に関することが定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第10号に関する基準を満足していると判断した。